

労働・助成金情報 特急便

第 36 号 (2014 年 5 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

被保険者の標準報酬月額は、実際に受けた報酬にあわせて毎年9月にきめなおされます。
今回はこの定時決定について取り上げたいと思います。

4月・5月・6月の報酬で決定

毎年、7月1日現在の全被保険者について、同日前3か月間(4月、5月、6月、いずれも支払基礎日数17日以上)に受けた報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定し、9月分からこの新しい標準報酬月額に基づき保険料が計算されます。

4月	報酬
5月	報酬
6月	報酬

$$\frac{\text{報酬総額 (4月+5月+6月)}}{3} = \text{報酬月額}$$

基本的には次のように計算します。

①支払基礎日数が17日未満の月は計算の対象から除く。



②現物支給されるものは都道府県ごとの価格などにより通貨に換算し、各月の報酬月額を計算する。
なお、4月～6月に年3回以下の賞与があれば計算から除く。



③対象月(支払基礎日数が17日以上)の報酬総額を対象月数で割る。

短時間労働者の定時決定の算定方法

支払基礎日数	標準報酬月額の決定方法
①3ヶ月とも17日以上ある場合	3ヶ月の報酬月額の平均により計算
②1ヶ月でも17日以上ある場合	17日以上月の報酬月額の平均により計算
③3ヶ月とも15日以上17日未満の場合	3ヶ月の報酬月額の平均により計算
④1ヶ月または2ヶ月は15日以上17日未満の場合(②の場合を除く)	15日以上17日未満月の平均により計算
⑤3ヶ月とも15日未満の場合	従前の標準報酬月額

※支払基礎日数とは給料計算の対象となる日数をいいます。

日給制の場合は出勤日数となり、月給制や週給制の場合は歴日数となります。

(ただし、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は欠勤日数を控除した日数となります。)

※4～6月の報酬が他の月と著しく変動するとき

「通常の方法で算出した標準報酬月額」と「年間（前年7月から当月6月まで）平均で算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差が生じ、その差が業務上例年発生する場合は年間平均で算定します。

※数か月分の定期券が支給されたときは、平均月額を算入します。

※昇給差額が支給されたときは差し引いて計算します。

(☉ 3月分の差額が4月に支払われたときなど)

○算定基礎届の提出が必要ではない方

次の1. から4. のいずれかに該当する方は、提出の必要はありません。

1. 提出する年の6月1日以降に資格取得した方
2. 提出する年の6月30日以前に退職した方
3. 提出する年の7月、8月、9月に月額変更届を提出する方
4. 提出する年の7月、8月、9月に育児休業等終了時月額変更届を提出する方

70歳以上被用者の届出

在職中の給与に応じた老齢厚生年金の支給停止は（在職老齢年金）は厚生年金保険の被保険者とならない70歳以上の在職者にも適用されます。

このため、①昭和12年4月2日以後生まれ、②厚生年金保険の被保険者期間がある、③常時使用されている70歳以上の人について「厚生年金保険 70歳以上の被用者被保険者該当・不該当届」を提出します。

また、定時決定、随時改定、賞与支払に該当するものとして、「厚生年金保険 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」等を提出します。

参考文献：日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1974>

社会保険研究所「社会保険の事務手続き」